

実施計画策定のスケジュール変更について（対応案）

○ 現状

ニホンジカ管理事業については、実施計画を構成する前年度までの実績項目〔モニタリング事業のデータ精査、各種データ（管理捕獲実績、狩猟捕獲実績、農作物被害額、森林整備面積）〕のとりまとめが計画年度中（7月頃）になってしまうため、実施計画は、7月頃に開催する神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定している。

○ 課題

本来、実施計画は、年度当初に策定し、計画に基づいて事業が実施されるべきだが、現状は、7月頃に策定されており計画と実施事業に齟齬が生じている。

また、市町村管理捕獲の許可については、計画策定までの間は、年間計画頭数（予定）の5割相当を暫定分として捕獲を許可し、計画策定後は、残りの計画頭数を許可している。このように段階的に許可を行うことは、捕獲実施者や市町村にとって非常に大きな負担となっている。

※県管理捕獲については、生息状況等の各種モニタリングにより捕獲の必要数が明らかになってきており、複数年での捕獲傾向等を基に捕獲計画を策定しているため、5か年計画に基づいて許可を行っている。なお、県猟委託による捕獲については、従事者が毎年変わるため年度当初に1年間の許可を出している。

※市町村管理捕獲については、市町村間でのシカの移動、毎年の捕獲傾向・農作物被害等を配慮し、計画頭数を策定する必要があることから年度実施計画に基づき許可を行っている。

○ 対応案

計画を年度当初に策定するため、各地域協議会で承認された市町村管理捕獲の計画頭数を前年度中に鳥獣総合対策協議会に諮り、4月に実施計画を策定し、前年度までの実績項目については、7月頃に実施計画（資料編）として別にまとめることで対応することとしたい。